

よくある質問

宿泊事業者用

< 事業全般 > NO.1

Q 交通費用の補助に対して、なぜ宿泊施設が手間のかかる指定宿泊証明書を発行するのですか？

A 交通費用補助事業は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた宿泊施設の早期回復を目指すもので、そのための基本的な条件として、自筆の旅行ではなく宿泊券が旅行されているため、宿泊施設に指定宿泊証明書を発行していただくこととさせていただきます。

< 事業全般 > NO.2

Q チェックイン時の対応の忘れはどいったものでしょうか？

A ●予約確認済証等により新型コロナウイルスの接種を3回接種済であることと高知県在住の旨が、令和4年3月31日以前に行った予約分については、ワケン2回目接種から14日前以上経過していること又は「確認日の3日前以降の検体採取によるPCR検査等の検査結果 知事（抗原定性検査の場合は検体採取の前日より検査の結果に限り）で陰性であることというれかを提出し確認してください。（※12歳未満については、同居する親等の監護者が同伴する場合、確認不要です。）
●上記の確認の後、本キャンペーン専用の宿泊証明書をお客様にお渡しください。
※観光庁の旅行会社「宿泊業におけるワケン・検査パッケージ運用ガイドライン」に明した対応の詳細はこちらをご確認ください。

< 事業全般 > NO.3

Q 他の有価証券、助成金との併用は可能ですか？

A ●他の助成金・助成金等の内容によって回答が異なりますので、事務局へお問い合わせください。

< 事業全般 > NO.4

Q インターネット上で販売している。高知県内宿泊施設向けの割引クーポンの併用は可能ですか？

A ●併用できます。

< 事業全般 > NO.5

Q 各種ギフト券との併用は可能ですか？

A ●旅行会社において各種ギフト券（TB旅行券、JCB商品券等）での支払いも、現金で支払ったものと同様に取扱可としており、そのうちの交通費用に対する金額が対象となります。

< 事業全般 > NO.6

Q 事業員全体の質問があった場合、事務局（コールセンター）を紹介していただけますか？

A ●事務局を紹介していただく問い合わせ
TEL:088-802-6004/0970-001-600（ナビダイヤル）

< 事業全般 Go To Travelキャンペーンとの関係 > NO.7

Q Go To Travelキャンペーンとは関係ありますか？

A ●本事業は、県内の宿泊を伴う旅行のうち、交通費用を助成する事業です。Go To Travelキャンペーンについては、Go To Travel事業の公式ホームページをご覧ください。

< 事業全般 Go To Travelキャンペーンとの関係 > NO.8

Q Go To Travelキャンペーンとの併用は可能ですか？

A ●併用できます。ただし、旅行会社によって、本事業の助成金とGo To Travelキャンペーンの助成金の併用方法には違いがありますので、詳細は旅行会社までお問い合わせください。

< 事業全般 新型コロナウイルス感染症の拡大再発 > NO.9

Q 県内で新型コロナウイルス感染症が再び感染拡大した場合どうするのですか？

A ●旅行や宿泊ホームページで、以下の注意喚起を記載しうえて、事業を行っております。
●新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、お住まいの郡道県界の移動に関する方針に沿った行動をお願いします。
●新型コロナウイルス感染症の拡大再発により、直ちに事業を休止する場合があります。休止期間中は、原則として助成金の交付停止となります。

< 事業全般 宿泊対象期間 > NO.10

Q GW（令和4年4月29日～5月8日）、夏休み期間（令和4年7月23日～8月31日）は旅行期間に含まれる場合は、キャンペーンの対象となりますか？

A ●GW（令和4年4月29日～5月8日）、夏休み期間（令和4年7月23日～8月31日）はキャンペーン対象外期間となっているので、この期間が旅行期間に含まれる場合は、キャンペーンの対象となりません。

< 事業全般 宿泊対象期間 > NO.11

Q 令和4年12月28日チェックイン・令和4年12月30日チェックアウトの場合、キャンペーンの対象となりますか？

A ●令和4年12月28日チェックアウトまでが助成対象となりますので、令和4年12月30日以降にチェックアウトされる場合は、キャンペーンの対象となりません。

< 事業全般 対象 > NO.12

Q 令和4年2月15日宿泊分から、宿泊証明書を発行するにはワケン・検査パッケージの確認が必要になりますか？

A ●予約確認済証等により新型コロナウイルスの接種を3回受けていては、高知県在住の旨が、令和4年3月31日以前に行った予約分については、ワケン回目接種から14日前以上経過していること又は「確認日の3日前以降の検体採取によるPCR検査等の検査結果 知事（抗原定性検査の場合は検体採取の前日より検査の結果に限り）で陰性であることというれかを提出し確認してください。（※12歳未満については、同居する親等の監護者が同伴する場合、確認不要です。）
●上記のクーポン・ワケン・検査パッケージ運用ガイドラインに明した条件を満たす人に対しては、本キャンペーン専用の宿泊証明書の発行を行わないでください。
※観光庁の旅行会社「宿泊業におけるワケン・検査パッケージ運用ガイドライン」に明した対応の詳細はこちらをご確認ください。

< 事業全般 対象 > NO.13

Q 途中で高知県以外の郡道県界に宿泊しても対象になりますか？

A ●インの交通機関と高知県内での宿泊が証明できれば可能です。（例：東京から航空機で松本～レンタカーで高知に到着～高知市内で宿泊～東京からの航空機からの帰省を申し渡す。）
●ただし、一旅行で2県内宿泊（①）した後に、一度県外で宿泊し、再び県内宿泊（②）した場合、2次の申請書に分けて①と②を1泊ずつで申請することはできません。

< 事業全般 対象 > NO.14

Q 宿泊費などは宿泊料金が助成金額の上限5,000円に安いです。交通費の金額などは関係ありますか？

A ●本事業は宿泊料金の助成ではなく、交通費用の助成であるため、交通費が5,000円を越えても関係ありません。なお、交通費が5,000円に満たない場合は、その実額となります。

< 事業全般 対象 > NO.15

Q 助成金収受の回数の上限はありますか？

A ●期間中、同一旅行者が複数回、高知県内で宿泊を伴う旅行を行った場合は、その度に申請することができます。
●県内泊泊以上の複数宿泊の場合も、1回当たり1泊1客は、公共交通機関や貸し切りバスの場合には1人当たり、レンタカー・自家用バス等の場合は1台当たり上限5,000円です。
●なお、交通費用を予め割引された企業旅行又は手配旅行を納入した旅行者が、旅行後に助成金を申請することはできません。

< 事業全般 対象 > NO.16

Q 旅行者が観光バスを利用した場合、一人当たりの助成額にカウントするかどうか？

A ●旅行会社・バス会社等が手配した観光バスの場合は、1人当たりの助成額となります。
●一方で、自ら予約するバスを利用した場合は（大学のバスや団体バス等）、自家用車と同じ扱いで、1人当たりの助成額となります。

< 事業全般 対象 > NO.17

Q 期間中6回程度未満の予定ですが、複数回の来県でも、その度に申請する事は可能ですか？

A ●令和4年12月28日（令和4年12月28日チェックアウト）までの期間の県内宿泊で、助成金の予算に余裕がある場合は可能です。
●ただし、「一旅行で複数回県内泊泊した場合」は申請できる額は一泊当たり、1人当たり1回上限5,000円です。
●例：1旅行地→高知市宿泊→1旅行地→高知市宿泊→1旅行地→高知市宿泊（①と②を分けて宿泊するとはできません。）
●申請受付状況に関しては、事務局までお問い合わせください。

< 事業全般 対象 > NO.18

Q 外国人の方でも、交付の対象となりますか？

A ●まず、新型コロナウイルス感染症に罹患した既往の制限等については、政府の方針に準拠します。
●また、外国人の方については、交付対象となる旅行者の条件は、日本国内の金融機関に預金口座を有する者で、口座をお持ちであれば、対象となります。

< 事業全般 対象 > NO.19

Q 子どもも対象となりますか？

A ●大人と同様に、5,000円を上限として対象となります。但し、公共交通機関に限りは有料で利用できる旅行者となります。（例：観光バスや高速バスで乗車し、乗車券に限りは無料の乳幼児は対象外です。）

< 事業全般 対象 > NO.20

Q キャンプ場は本事業の対象となりますか？

A ●旅館業法での許可を受けた施設、住宅宿泊事業法に基づく施設を併用させた施設が対象となるため、キャンプ場に直接お問い合わせください。

< 事業全般 宿泊施設 > NO.21

Q 実家や親戚宅で無料で宿泊して、その関係者により証明できれば、助成金の対象となりますか？

A ●対象にはなりません。あくまで、本事業で営業している宿泊施設、住宅宿泊施設に宿泊して、その宿泊を証明する書類を提出していただく必要があります。本ホームページの対象宿泊施設へボタンをクリックしてください。

< 事業全般 予約・手配の方法 > NO.22

Q 旅行会社に依頼した宿泊を伴う手配旅行は対象となりますか？

A ●旅行会社によって、本事業を取り扱っている場合と、そうでない場合があります。
●あらかじめ割引された手配旅行に参画する場合は、まずは旅行会社にご確認ください。また、あらかじめ割引された条件に参画する場合は、旅行者本人が申請を行っていただくことになります。

【旅行者関係】< 申請について > NO.23

Q 期間内でも助成金の予算に達し終了になるというのですが、現状の残額を確認する方法はありますか？

A ●本ホームページで、おまかな状況を確認できるように致します。

【旅行者関係】< 申請について > NO.24

Q ETCの利用無サービス（https://www.etc-misai.jp/）について、割引情報などが20日ほど確定するとのことですが、どういった表示がされるのですか？

A ●高速道路をご利用後、約4～5時間後にはETC利用無サービスに未確定（確定中）の案内が表示されます。
●割引の可能性が全くない旅行であっても、利用開始は一旦、「確認中」と表示され、その後（そのま）「確定」になります。
●例えば、その月の1日～7日までご利用された場合は、割引適用が無無にかかわらず「確認中」と表示され、その月の20日になると、「確定」と表示され、確定した金額が表示されます。
●助成金交付に当たっては、提出された利用明細書の記載が「確認中」である場合には、10,000円を超える利用料金が記載されていれば、仮に割引が適用されたとしても10,000円以上となることから確認されたため、速急申請者に確認のうえ、柔軟に対応していきたいと考えています。

【旅行者関係】< 申請について > NO.25

Q 自宅にパソコンやプリンターがありません。ETCの利用明細については、スマートフォンからETCの画面のスクリーンショットを、コンビニ等でプリントアウトして提出することも構わないですか？

A ●利用日時や金額が正確であれば、画面のスクリーンショットをコンビニで印刷したもので、問題ありません。

【旅行者関係】< 申請について > NO.26

Q バイクのツーリングで来られるお客様は、高知で宿泊しては申請できないというのですが？

A ●自家用車の燃料代や消耗品等は対象としていないため、宿泊施設に乗り込んでバイクをレンタルしては、申請できる費用はないと考えられます。ただし、旅行中に他の交通機関を利用した場合は、対象となる可能性もあります。

【旅行者関係】< 申請について > NO.27

Q インターネット（楽天、じゃらん等）サイト上でダイアモンドメンバーの場合、助成金の申請は旅行者となり、宿泊証明書の発行が必要となります。但し、料金などは割引はありますか？

A ●旅館業法に基づき旅行会社にパッケージご利用の旨及び包料金の記載をいただければ良いです。

【旅行者関係】< 申請について > NO.28

Q メールを利用して航空券を手入し、航空機に搭乗した場合、実際にお金を払っていないこと、この場合は対象外となりますか？もしくはポイントをお金投入、助成対象外となりますか？

A ●メールを利用して航空機への搭乗については、領収書が発行されないため、助成の対象外となります。

【旅行者関係】< 申請について > NO.29

Q 青春18きっぷより旅行した場合には、申請書類は領収書のみで構いませんか？

A ●青春18きっぷの利用については、領収書だけでは、高知旅行に係る交通費用かどうか確認できませんので、「申請書（写しでも可）」に加えて、「青春18きっぷ（写しでも可）」を添付して申請してください。
●青春18きっぷの乗車スタンプ日付、宿泊証明書の日付の整合を確認させていただきます。

【旅行者関係】< 申請について > NO.30

Q JRバスの回数券より旅行した場合には、申請書類は領収書のみで構いませんか？

A ●普通や高速バスの回数券については、領収書だけでは、高知旅行に係る交通費用かどうか確認できませんので、「申請書（写しでも可）」に加えて、「乗車券（回数券の乗車券が記載された回数券の写し）」を添付して申請してください。なお、「乗車券の乗車日（バス）の発着時間等が記載された回数券の写しは、携帯電話で撮影した写真を印刷したものでもかまいません。
●その他、ご不明な点は、コールセンターにお問い合わせください。

【旅行者関係】< 申請について > NO.31

Q 県内在住者が交通機関を利用する場合には、1つの交通機関の費用が5,000円にならない可能性があります。例えば、乗降客が、高知市までJRで移動し、JR高知駅から高知市駅まで徒歩移動した場合、JRの費用とタクシー・運賃の合計で請求していただけますか？

A ●1つの交通機関の交通費用が5,000円未満であれば、複数の交通機関の交通費用との合計で申請していただく問題ありません。（JR+タクシー、JR+レンタカー、レンタカー+高速代金など）
●マニュアル等の記載については、5,000円を超えている旅行者の方の申請手続きを、よりわかりやすくするために異なる交通手段を記載させていただきます。

【旅行者関係】< 申請について > NO.32

Q 金券ショップでJR切符を購入し高知市内から最寄駅までJR移動する場合の費用は、助成対象外ですか？

A ●金券ショップが発行する領収書だけでは、高知旅行に係る交通費用かどうか確認できませんので、「申請書（写しでも可）」に加えて、「購入した切符の写しは、携帯電話で撮影した写真と印刷したものでもかまいません。
●その他、ご不明な点は、コールセンターにお問い合わせください。

【旅行者関係】< 申請について > NO.33

Q 旅行者が申請する場合、同一家族に属していない友人・グループ等でも申請書類を複数請求は1枚で良いですか？

A ●申請書単位で助成金合計を振り込むことになるため、支払いをまとめて良いのであれば、1枚で構いません。同意書は、代表者（申請者）の方が、各人の同意を得たものとして署名すれば1枚で良いです。

【旅行者関係】< 申請について > NO.34

Q 旅行者が申請する場合、同一家族に属していない友人・グループ等で宿泊した場合、宿泊証明書の発行は1枚のみで良いですか？

A ●申請書単位で振り込むことになるため、支払いをまとめてよいのであれば、1枚で構いません。ただし、申請が別の場合（例：友人3名が一緒に宿泊し、申請は各名それぞれに行う）場合は、それぞれの申請書単位で発行する必要があります。また、あらかじめ割引された条件に参画する場合は、旅行者本人が申請を行っていただくことになります。
●チェックインの際に、宿泊施設に申し込まないでください。

【宿泊施設関係】< 本事業への参画 > NO.35

Q 事業に参画したい場合は、事務局の申請が必要ですか？

A ●対象宿泊施設の場合は、指定された指定宿泊証明書を発行していただける宿泊施設に限りです。
●参画いただける宿泊施設については、受付から数日後に本ホームページで、施設名等を掲載させていただきます。

【宿泊施設関係】< 本事業への参画 > NO.36

Q 事業に参画したい場合は、いつでも申し込みは良いですか？

A ●期間中は随時受け付けます。但し、参画申し込み以前の宿泊に対しては、指定宿泊証明書を発行する旨の、助成金の交付対象外となりますので、あらかじめ申し込みください。

【宿泊施設関係】< 本事業への参画 > NO.37

Q 現在新型コロナウイルス感染症拡大の影響でお客様からの受付が入るペースが落ちてしまっています。お申し込みも問題ないですか？

A ●営業業日を明らかにしていただければ、参画いただくことは、問題ありません。

【宿泊施設関係】< 本事業への参画 > NO.38

Q この事業に参画することにより、宿泊施設のPRも進みますか？

A ●本ホームページで、指定宿泊証明書を発行していただける宿泊施設名等を掲載させていただきます。
●一般の方には本事業を発信していただくPRも進みます。また、事業者が、高知市までJRで移動し、JR高知駅から高知市駅まで徒歩移動した場合、JRの費用とタクシー・運賃の合計で請求していただけます。

【宿泊施設関係】< 本事業への参画 PR > NO.39

Q 宿泊施設ホームページでも、当キャンペーン情報を掲載して良いですか？

A ●大いに掲載していただければ幸いです。
●バナー画像を、専用ホームページに掲載しますので、ご活用ください。

【宿泊施設関係】< 助成金の設定を受けた旅行会社の確認 > NO.40

Q 旅行会社から予め割引した金額を差引いた旨の問い合わせがあった場合、事務局が助成金の設定を確認して問題ない場合は、助成金申請書が分かりますか？

A ●専用ホームページ等で事前に確認していただく旨の問い合わせが、その都度、事務局（TEL:088-802-6004/0970-001-600（ナビダイヤル））にご確認をお願いします。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書について > NO.41

Q 指定宿泊証明書とはどのようなものですか？

A ●今回、本事業でお願いする指定宿泊証明書は、チェックイン日、チェックアウト日、宿泊者数、その内訳として大人・子どもの人数を記載いただき、宿泊施設に提出していただくものです。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書（旅行者用）について > NO.42

Q Go To Travelキャンペーンとこのキャンペーンのそれぞれに宿泊証明書の発行が必要ですか？

A ●Go To Travelキャンペーンと本キャンペーンのそれぞれに宿泊証明書の発行が必要となります。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書について > NO.43

Q 指定宿泊証明書を複数発行して、指定宿泊証明書を書くことで、宿泊施設にも多少の助成金も入りますか？

A ●宿泊施設への助成金はありません。
●条件は、日帰りではなく宿泊しており、宿泊施設にメリットがあると考えています。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書について > NO.44

Q 指定宿泊証明書の発行日はチェックアウトの日ですか？

A ●指定宿泊証明書の発行日は、4日付を書き付くところがあります。よから、以下のとおりです。
1 申請者が、申請書類の記入日を入記してください。
2 宿泊施設が、お客様のチェックインの日を入記してください。
3 宿泊施設が、お客様のチェックアウトの日を入記してください。
4 宿泊施設が、証明の日を入記してください。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書について > NO.45

Q 指定宿泊証明書はどのように準備すれば良いですか？

A ●旅行会社が参画する場合は、指定宿泊証明書で準備するものですか？

A ●原則、指定宿泊証明書は宿泊施設に発行していただきたいと考えています。
●本ホームページに、本事業の案内や交付申請書をお知らせするページがあります。
●参画されないお客様が大丈夫だと思われているので、宿泊施設がダウンロードしていただきたいです。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書について > NO.46

Q 宿泊施設が用意するのは、宿泊証明書のみで良いですか？

A ●旅行者が申請する際には、本ホームページからダウンロードできるようにする必要があります。また、参画しないお客様は、指定宿泊証明書の発行も問題ありません。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書について > NO.47

Q 指定宿泊証明書に記載のあるOTAはどのような意味ですか？

A ●楽天トラベルや、じゃらんなど、インターネット上で宿泊の予約ができるサイト、またそのサイトの運営を行う旅行会社のこととをオンライントラベルエージェントと呼びます。
●一般的には、国文字を略してOTAと呼んでいます。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書（旅行者用）について > NO.48

Q 指定宿泊証明書について、代表者印は代表者印しか押印できないと社内規定で決まっています。宿泊証明書を発行する際に代表者印を使用できない場合、別の印で押印しても構いませんか？

A ●代表者印の押印など、宿泊施設として常に使用することができる印で押印していただく問題ありません。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書について > NO.49

Q 個人で長居しているが代表印などは使っていません。シャトルで良いですか？

A ●個人で代表者印がない場合は、代表者印の代わりに、シャトルでも構いません。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書（旅行者用）について > NO.50

Q 宿泊証明書は、手書きで良いですか？

A ●手書きでも構いません。ホームページには、ワード形式のファイルも掲載していますので、打ち込みの欄は打ち込みしうえて、ご利用いただいても結構です。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書について > NO.51

Q 指定宿泊証明書に添付資料等は必要ですか？

A ●不要です。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書について > NO.52

Q 指定宿泊証明書をホテルで記載するのは担当者がいるから大丈夫ですか？

A ●宿泊を証明するものなので、様式の右上の申請日以降は、宿泊施設で記載していただく必要があります。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書（旅行者用）について > NO.53

Q カタナであれば予約時に宿泊証明書を事前に作成することができますか？

A ●旅行会社が記載された場合でも、個人で記載された場合でも、指定宿泊証明書の発行は必要ありません。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書について > NO.54

Q 宿泊証明書発行の必要があるかを、旅行者に確認しなければいけませんか？

A ●基本的には旅行者からの要請に応じて発行をしていただくことになります。しかし、その後のトラブルを未然に防ぐ意味で、チェックイン時に可能な範囲で確認ができれば、非常にありがたいと考えています。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書について > NO.55

Q 旅行者が宿泊証明書の発行の申請も兼ねることへの対応はどうすれば良いですか？

A ●宿泊施設の予約がPCR検査を待たず、[「高知観光力カバリー」キャンペーン]の助成金のために、宿泊施設に必要書類を提出していただくことと、非常にありがたいと考えています。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書について > NO.56

Q 宿泊証明書の発行をしても構いませんか？

A ●旅行者の要請に応じて宿泊証明書の発行に協力していただくこととなります。どうしても発行できない場合は、宿泊時のトラブルを未然に防ぐため、その旨を予約時にお伝えください。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書について > NO.57

Q 指定宿泊証明書は、一人一人に発行する必要がありますか？

A ●指定宿泊証明書は申請書単位で必要になるためです。お客様からの要望にあわせて対応して下さい。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書について > NO.58

Q 旅行会社で手配された場合は個人から手配された場合と、指定宿泊証明書の様式は変わりますか？

A ●旅行会社から助成金を申請する場合、必要な指定宿泊証明書は手配の仕方によって様式が変わりません。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書について > NO.59

Q 複数の方や家族が同部屋に宿泊した場合は、指定宿泊証明書は1枚の発行は良いですか？

A ●交通手段や、申請状況によって異なります。お客様に何名分必要かを、チェックイン時にご確認ください。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書について > NO.60

Q 宿泊施設独自の様式の宿泊証明書でも構いませんか？

A ●宿泊証明書(様式3)の内容が全て網羅されていれば、かまいません。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書について > NO.61

Q 指定宿泊証明書などに不備があった場合は、再提出は必要ですか？

A ●事務局連絡で指定宿泊証明書に不備があった場合は、再提出をお願いします。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書の発行のタイミング > NO.62

Q 指定宿泊証明書作成のタイミングはいつですか？

A ●お客様がチェックインの際に、宿泊施設に「指定宿泊証明書」が必要なお知らせを、予約時または旅行会社からいただくこととなります。また、旅行会社からお客様に「指定宿泊証明書」を提出していただくこととなります。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書の発行のタイミング > NO.63

Q 旅行会社からの指定宿泊証明書の発行依頼に対し、宿泊施設はどのくらいの期間で指定宿泊証明書を事務局へ送付するのでしょうか？

A ●旅行会社は、当月分翌月10日を目途に、宿泊施設へ送付する。また、旅行会社は、指定宿泊証明書の発行依頼を事務局へ送付する。また、旅行会社は、指定宿泊証明書の発行依頼を事務局へ送付する。また、旅行会社は、指定宿泊証明書の発行依頼を事務局へ送付する。

【宿泊施設関係】< 指定宿泊証明書の発行のタイミング > NO.64

Q 以前宿泊されたと思われる方から、後日、指定宿泊証明書の発行依頼がありました。どうすれば良いですか？

A ●本キャンペーンはチェックイン時にワケン接種済み、又は「検査結果の陰性を確認することが利用条件となります。指定宿泊証明書の発行は行わないでください。